

令和4年6月24日

請求人 様

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 向山 愛子

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

地方自治法第242条第1項の規定により、令和4年4月27日付で提出のありました住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果を、別紙のとおり通知します。

決 定 書

第 1 請求人

氏 名

第 2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件措置請求の要旨は請求書の結論部分から概ね次のとおりである。

ア 請求理由

当市議会の 2 会派と特定議員 3 人は、令和 2 年度において調査研究費としてガソリン代を不当に請求した。それを市議会事務局が見逃し、市長も、2 年度の政務活動費の内、調査研究費に関して、当該請求を見抜けず交付してしまった。この違法又は不当な公金の支出により、市に損害を与えた。

イ 求める措置の内容

- 1) 市長は当該損害額 21 万 6,950 円を市に返還すること。
- 2) 当該行為は、市議会事務局の「政務活動費の手引き」の運用の間違いが原因であることから今後これを防止するための必要な措置を執ること。

第 3 請求の受理

本請求は、令和 4 年 4 月 27 日付で提出があり、要件審査の結果、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める要件を具備しているものと認め、同年 4 月 28 日に受理した。

第 4 監査の実施

1 監査対象事項

住民監査請求は、法第 242 条第 1 項で「（略）違法若しくは不当な公金の支出（略）、がある（略）と認めるとき（略）は、（略）監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、（略）又は当該行為（略）によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されている。

従って、当該規定及び請求理由から、監査対象事項については、請求人の求める措置の内容のとおりとした。

本件措置請求の要旨（再掲）

ア 請求理由

当市議会の2会派と特定議員3人は、令和2年度において調査研究費としてガソリン代を不当に請求した。それを市議会事務局が見逃し、市長も、2年度の政務活動費の内、調査研究費に関して、当該請求を見抜けず交付してしまった。この違法又は不当な公金の支出により、市に損害を与えた。

イ 求める措置の内容

- 1) 市長は当該損害額21万6,950円を市に返還すること。
- 2) 当該行為は、市議会事務局の「政務活動費の手引き」の運用の間違いが原因であることから今後これを防止するための必要な措置を執ること。

なお、要件審査の過程において、監査請求期間を検討した。

監査請求の制限期間1年を算定する起算点は、法第242条第2項により「請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができない。」と定められている。

政務活動費に係る支出は当市の場合、四半期毎に各会派又は会派無所属議員が概算請求し、各四半期の終了後に収支状況を報告するが、四半期毎に精算するのではなく、年度末に1年分を精算している。令和2年度の政務活動費の精算は全ての会派又は会派無所属議員が3年5月24日付で行われていることから「当該行為のあつた日」は同日と判断し、また、本件住民監査請求は4年4月27日付で提出されたことから対象期間の要件は満たしていると判断した。

2 監査対象部局

市議会事務局

3 監査執行の除斥

本件監査において、小山監査委員は法第199条の2の規定により除斥となった。

4 請求人の陳述及び証拠の提出

令和4年5月26日に請求人の陳述を聴取した。また、提出書類として陳述書及び陳述書添付証拠の明細の提出があった。

請求人が提出した「陳述書ダイジェスト版」より（ほぼ原文のまま）

1. 陳述（監査請求の補足）

本件住民監査請求の内容

市議会事務局（以下で「事務局」という）は、令和2年度分の政務活動費の内の“調査研究費”としてのガソリン代を複数会派並びに特定議員から不正に請求されているのに気付かず市長に送付した。市長もその不正に気付かず、これを承認し、不正請求のガソリン代を交付し市に対し損害を与えた。この財務会計行為は“違法・不当な公金の支出”に当たる。

本件の本質は「政務活動費の使途の透明性」の確保

「地方自治法 100 条 14～16 項」 「川西市議会基本条例第 9 条 2 項」 「川西市議会政務活動費の交付に関する規則第 1 条・第 7 条」 「政務活動費の執行に係る手引き」、この 4 つに共通するキーワードは「政務活動費の使途の透明性」確保である。

2. 不当請求を発見するシステム「実績報告書」

請求人が調査したすべての市町には、年度末後、「年度収支報告書（以下で「A」と言う）・出納簿・領収書等」の提出義務がある。

特筆すべきは、当市だけが「実績報告書（以下で「B」と言う）の提出」を義務付けていることである。このBが、本件「不当請求」発見の“立役者”である。

不当請求した会派は、Aに調査研究を行っていたと偽り、案分でガソリン代を請求した。現実には調査研究をしていないから、Bにおいて、ウッカリ調査研究費欄を空白とした（記載しなかった）。つまり不当請求会派の提出書類のAとBの関係性は、A Bつまり不整合となり、違法・不当請求と判断される。

民間会社・地方自治体・国であっても、経理関連書類の整合性は必須である。

収支報告書 = 実績報告書（数字無し） = 出納簿 = 領収書等には、整合性が求められる。せっかく当市先人が不当請求を炙り出すシステムを作ってくれたのに、実績報告書 年度収支報告書を事務局が見逃したというお粗末な話なのである。

3. 判例のこと

政務活動費の議論が混乱する一因が仙台地裁の判例である。車が私用との併用の場合、政務活動費としてのガソリン代の特定が困難であることから裁判となり、結果「ガソリン代は、案分で支払う」とする判例が残ったことである。しかし、ガソリン代を案分で請求するには、前提として、調査研究の実績が必須条件である。

法的なことに全く無知な請求人の考えは、浅薄を承知で調査研究費におけるガソリン代について私見を述べる。

調査研究費として、ガソリン代を請求する場合、管外視察か市内調査研究の2種類である。管外視察の場合、行く前と行った後に報告義務があるから、視察の目的・行先・使用する公共交通機関や宿泊先並びに当地でレンタカーを使用した場合のガソリン代は、透明性が確保できるから判例とは無関係である。

問題となるのは、市内における調査研究費としてのガソリン代である。事務局は、「議員が自宅から本庁へ来るだけでも、ガソリン代は請求出来る。理由さえつければ、案分で一ヶ月 3000 円までは認める」と「手引き」を誤解釈したことにより本件不当請求が発生した。

ところが、ほぼ同じ内容で「手引き」を作成した他市町（証拠-11）は多数あるのに、これらの市町においては、何故か不当請求が行われていない。

理由は単純である。他市町は、市内での調査研究で、特にガソリン代を余分に使うことはないでしょう！という考えである。私見の結論と同じです。

本件調査の「発端～陳述までの2ヶ月間」。

- 1) 3月20日頃、ネットニュースで上峰町の費用弁償の話題を見たのが発端。
- 2) 当市の交通費を調べるため、先ず政務活動費を調べた。
- 3) 「調査研究費」としてのガソリン代の請求があるのを知った。
- 4) 当市ホームページからすべての議員の「ガソリン代の領収書」を調査した。

請求している会派、請求していない会派があることを知った。

- 5) 3月24日に全会派に対し、ガソリン代に対する質問状を送信した。
- 6) その後も全会派の実績報告書・（年度）収支報告書・出納簿・領収書等々をホームページで調査。
- 7) 4月27日監査請求を提出し、28日に正式受理。
- 8) その後、本日陳述会（5月26日）までの約1ヶ月は、当市並びに近隣市町の政務活動費（特にガソリン代請求）について、PCと電話で情報収集し、陳述書の作成と、陳述用の証拠（本件で請求人が作成した証拠は20以上）を収集し整理した。

* 毎日2時間PCに向かい（延べ120時間以上）電話では、兵庫県庁・神戸市・尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市・猪名川町・池田市・三田市等々事情聴取したが、請求人のやったことは、恐らく政務活動費の項目「調査研究費」に該当すると思うが、このためのガソリン代はゼロ！であった。市外視察以外（市内における調査研究費のガソリン代）は必要ない気がするが？

違法請求が生じた原因は、事務局が「議員が役所へ来ること自体が、政務活動に当たる」と誤解釈したことである。これは請求人の会派への質問対策のため、先月4月18日に会派会計責任者に事務局が“アドバイスした内容”で証明出来る。世間ではこのお金のことを交通費と呼ぶ。

4. 作成した「手引き」で自治体の本性・解釈の仕方で議員の品性が判る。

「地自法100条 条例 規則 手引き」の順序で、各自治体は、独自の「手引き」を作成した。

先進市（尼崎市等）と手引きの内容や文言が違うこと自体は違法ではない。

証拠 - 11 表：議員によるガソリン代の請求の有無（近隣市町の比較）

川西市	尼崎市	伊丹市・宝塚市・猪名川町	西宮市・三田市
調査研究費としてガソリン代を請求している市	「ガソリン代を議員個人に交付しない」と明文化している市	議員が、どの項目でもガソリン代を請求していない市町。（役所への交通費は出さない宝塚市から、市内の調査研究のガソリンを市が出すのですか？と逆に質問された）	ガソリン代は「調査研究費」とは、別の項目で請求している。

（各市町の議会事務局から聞き取りした。）

下記市町は、調査研究費としてガソリン代を請求していない市町。

尼崎市：ホームページ抜粋「按分については、判例や他の地方公共団体の用途基準において、一部が認められている事例もありますが、そのほとんどが事務所費やガソリン代等、議員個人に支給するケースです。しかしながら、本市において議員個人への支給を認めていないため、原則として按分は認めていません。」

伊丹市：ガソリン代を請求した議員はいない。

猪名川町：ガソリン代を請求した議員はいない。（「手引き」は作成していない）

宝塚市：ガソリン代を請求した議員はいない。

西宮市：“調査研究費”として、ガソリン代を請求する議員はいない（交通・通信費として請求している。）

三田市：“通信・運搬費”として請求している議員がいる。

上記表は、性善説・性悪説のサンプルである。

- 1) 川西市は性善説を取り、議員は悪いことをしないことを前提に、領収書等を審査しない「手引き」を作った。議員はガソリン代を不当請求し市民は完璧に裏切られた。
- 2) 同じく、性善説の伊丹市・宝塚市・猪名川町は、議員は悪さをしないことを前提に「手引き」を作成した。市町民が信じた通り議員らは、ガソリン代を不当請求しなかった。
- 3) 同じく、性善説の三田市・西宮市は、政務活動費の内容を深く掘り下げ、ガソリン代は調査研究費だけではなく、他の項目（研究研修費・調査旅費・要請陳情活動費・広報公聴費としての交通費）でも請求できるようにし、議員らは正々堂々と交通費を請求している（もちろん案分で請求）。
- 4) 唯一、性悪説の尼崎市は、「市は世間に判例（ガソリン代は案分で支払うことは）のあるのを知っているが「尼崎市は、議員個人にはガソリン代は交付しない」と明文化している。

5) 当市議員 26 人中 16 人は、ガソリン代を当然の権利とし請求している。他の議員 10 人は、調査研究をしているにも拘わらず、ガソリン代を請求していない。それは「手引き」が不備なため、ガソリン代の使途の透明性の証明が難しいため、ガソリン代を請求していないのである。この状況を続けることは間違っている。

上記表より、「調査研究費としてガソリン代を請求するか、請求しないか」が人間（議員）の本性や品性を量るリトマス試験紙だったことに気付いた。

5. 当市の「手引き」のどこに不備があるのか？

証拠 - 6（当市手引きの 2 ページ目・1. 政務活動費交付手続きの流れ）の「（2）四半期収支状況報告」から 四半期収支状況報告書 出納簿・領収書は、議長・事務局・市長を含めた誰もが調査審査していないことが判る。

同じく証拠 - 6 の「（3）年度収支報告書及び返還」に 年度収支報告書と 実績報告書の提出義務が書かれているが、これらも事務局は一切調査審査していないことが明白に見て取れる。証拠 - 6 より、事務局は、領収書等を含めたすべての報告書を調査審査していないことが判る。

総務課に聞くと「交付金・補助金は税金から支払われるから、担当課が審査しないことは絶対あり得ない」と断言した。

県の手引を見ると（証拠 - 5）経理班は「兵庫県政務活動費の手引き 12 ページ（証拠 - 5）毎月の処理の項「4. 事務局は、毎月、会派から提出のあった報告書について、代表者、経理責任者に対して助言・指導（例：手引きへの適合性等）。」を行っている。

先ず、県は、毎月報告書を提出させる。所属議員は党の経理責任者に領収書等を提出し、代表者、経理責任者はこれを審査（一度目のチェック）し、審査の結果適当と認めた物だけを議会事務局に提出し、事務局はこれを再度審査（二度目のチェック）する。県はこのように二重チェックしている（さらに、判断の困難な事案については、事務局が兵庫県議会政務活動費調査等協議会の意見を聞く場合がある。3 回目のチェック）県の場合、交付金の正しい執行は、「手引き」で提出書類の審査を義務付けることにより担保されている。

6. 監査請求書で請求人が「違法・不当請求」と言ったこと（本件監査で明らかにして欲しいこと）を表にまとめた。

現時点で既に、監査委員事務局は、担当課である議会事務局に下記対象に対し事情聴取を始めていると思うが、もし議会事務局の聴取内容に私の疑問が抜けていたら、聴取不十分として再度、事情聴取を命じて下さい。) 下記の疑問が解明しなければ説明責任を果たしたことになる。

対象	聴取して欲しい内容
議会事務局	<p>「政務活動費交付手続きの流れ」を見ると、「出納簿・領収書等」・「年度収支報告書」は、「必要に応じ調査」とある。これは「通常は調査審査しない」を意味する。総務課に聞くと調査審査しないのは間違い。事務局は何故調査審査しないのか？ 実績報告書は、目も通さないことが明記されている。これは、「手抜き」？「手引きの不備」？ 2 会派は、実績報告書 年度収支報告書だがこれで遵法か？ 事務局として、「手引き」の是正（加筆）は必要だと思うか？</p> <p>上記 を明らかに！</p>
XとYの2 会派	<p>2 会派とも、実績報告書に調査研究の記載がないのに、収支報告書では、調査研究費を使っている。会計は帳簿で辻褄が合っていることが必須だが、A Bは違法ではないのか？ 会派として、「議員は、3000 円もらうのが当然」と回答している。請求人の意見を聞いた今も正しいと思うか？ 会派代表（会計責任者）に、責任は無いのか？ 「手引き」の是正は必要か？</p> <p>上記 を明らかに！</p>
甲議員	<p>他市の大型スーパー顧客専用（1 当たり 20 円安い）ガソリンスタンドで毎回給油の理由と是非 同日に時間差で 2 回給油の理由と是非、本人の弁明必要（証拠-9 倫理に関する条例）。 同議員個人の調査研究の内容の説明責任は果たされていない（疑惑を持たれた場合は、説明責任が生じる）。</p> <p>上記 を明らかに！</p>
乙議員	<p>本人はバイク所有（駐輪所の領収書有・事実）、車は所有していない（伝聞）。前年は全て車に給油（しかも他市・領収書有・事実）。本年度は 2 回車に給油（事実）。 給油した車の所有者は誰か？ もし自己所有でない車への給油が事実であれば不当請求ではないのか？</p> <p>本人の弁明を（証拠-9）。</p> <p>上記 を明らかに！</p>
丙議員	<p>知人の車を 1 年間利用（本人自供）。本人所有はバイクのみ（本人自供）。 自己所有でない車への給油は、本人は「遵法」と主張しているが法的判断を 本人が乗っていない可能性を確認 乙議員同様、他人名義の車を使用した場合、ガソリン代を請求出来る条件（境界線）は？</p> <p>上記 を明らかに！</p>

7. 今回疑惑を持たれた会派・議員は、「自ら誠実な態度をもって疑惑を解明しなければならない」。監査請求された今、議員自らが疑惑を解明するには、監査の役目（聴取の場）・議会事務局あるいは議会の役目が大切と考える。その根拠は、下記条例である。

*「川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例（証拠-9）

第3条1項（4）と同条2項 議員及び市長は、政治倫理基準に反する行為として疑惑を持たれた場合は、自ら誠実な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。」

本件の2会派や3議員の疑惑は、まさにこれに該当する。

最後に、陳述書と同じ提案で終る。

8. 提案（今後不当請求をさせないために何をすべきか？）

結論：本件監査結果を「棄却」にはしてはいけない。棄却にすれば会派・議員による調査研究費としてのガソリン代請求が、遵法だったことになる。これは、当市において未来永劫、調査研究費としてのガソリン代交付が続くことを意味する。それだけは、絶対避けなければならない。

総務課は「交付金の請求に対し、担当課が審査するのは当然である」と断言した。今後、事務局は、政務活動費の提出書類を形式的ではなく真剣に審査すべきである。「手引き」が不備で審査出来ないなら、審査出来るように「手引き」を早急に是正することを提案する。

請求人が調査したすべての市町において、会派（一人会派も）は、年度末後に年度収支報告書・納簿・領収書等証拠書類の提出が義務付けられている。

上記報告書に添え“実績報告書提出の義務付け”は当市だけである。つまり、当市先人は、実績報告書の提出義務により、不当請求を見破るシステムを作っていたのである。

今後は、真摯に審査することをお願いする。

今後「手引きの訂正」を実施する場合、参考にすべき「手引き」を提案する。

1) 一つ目は、県の「手引き」（会派交付後の事務処理）である。

県の手引（証拠-5）には「審査」という文言が有り、複数回のチェックを義務付けている。県による交付金の正しい執行は、「手引き」で審査を義務付けすることにより担保されている。当市が倣うべき参考例である。

2) 二つ目は、尼崎市の「手引き」である。同市は「世間では、ガソリン代を判例に従い案分で請求しているのは知っているが、」同市は「ガソリン代を議員個人に交付しない」と明文化することにより、ガソリンの不正請求を完全に阻止した。

このように、「手引き是正」には2つの方法があるが、そのためには当市事務局（市長）並びに議員がまず、現行「手引き」には不備があることを認め、川西市議会基本条例（証拠-10）29条1項「議会は、市民の意見や社会情勢等を考慮し、必要が

あると認める時は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証」すべきである。

以上。

5 関係職員からの聴取等

監査対象部局に対して、関係書類の提出を求めるとともに、令和4年6月1日に市議会事務局長、同事務局次長、主幹及び主査の出席を求め、当該請求内容に関する聴取等を行った。

市（関係職員）の説明の要旨については、次のとおりである。

政務活動費は平成24年の法改正に伴い従前の「政務調査費」から現行の「政務活動費」となった際に、25年2月6日の議会運営委員会の方針が示され、各会派の代表者で構成する会議の協議を経て、現在の「政務活動費の執行に係る手引き」（以下「手引き」という。）の内容について26年4月2日付の議長決裁により、政務活動費の運用指針として定まった。

実績報告書の内容と年度収支報告書の内容について、実績報告書では「主な」実施内容の記載を求めており、全ての実施内容について網羅的に求めているものではない。

ガソリン代は、実額が計算できない場合、30%以内の額で、上限を月額、議員1人当たり3,000円とした考え方については手引きに記載された内容のとおりである。

「川西市議会政務活動費の交付に関する条例」（以下「条例」という。）第8条で、「議長は、（中略）提出された年度収支報告書、四半期収支状況報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う」とあるが、以下の各場合における調査の考え方については、

- 1) 市外のガソリンスタンドで給油している場合、政務活動に伴う車両の使用によるものであることを前提としている。ガソリン代については、政務活動とその他の活動を明確に区分できないことから、30%以内の額で議員1人当たり3,000円を上限とする、と言った按分のルールにしている。
- 2) 同日に複数回給油している場合、政務活動に伴うものであることを前提としており、同日であっても給油量から自動車とバイクに給油したことが容易に推察されるような場合は計数等の通常の確認を行っている。また、同日同時刻の給油については議員に事情を確認している。
- 3) 他人の車を借りてガソリン代を支払った場合、政務活動に伴う車両の使用に伴うものであることを前提としており、車両の名義に関わらず、当然、議員が政務活動に使用した自動車等に給油したものとして取り扱っている。また、実際に議員が使用した車両の名義の確認はしていない。

6 監査の期間

令和4年4月28日から同年6月23日まで

第5 監査の結果

1 主 文

本件請求を棄却する。

2 理 由

理由（認定した事実を含む）については、下記のとおりである。

(1) 政務活動費の制度について

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し交付されるものである。また、政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならないとされている（法第100条第14項）。

(2) 本市条例の定めについて

本市では、条例第2条において、「政務活動費は、川西市議会基本条例第9条第1項に規定する会派又は同項に規定する会派無所属議員が交付の申請を行うことにより交付を受けることができる」と規定されており、第5条において、政務活動費を充てることができる経費の範囲について、「政務活動（会派又は会派無所属議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動をいう。）に要する経費」として、別表でその内容が定められている。別表においては調査研究費の内容として、「会派又は会派無所属議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費」と規定されている。

また、市議会では運用上の基準として手引きを作成し、各会派及び議員に示している。手引きにおいては政務活動費の交付の事務フローや支出基準等の細目が定められている。

(3) 政務活動費交付の事務フローについて

条例、手引きで規定されている政務活動費交付の事務フローは、以下のとおりである。

毎年度当初に政務活動費交付申請書を議長経由で市長へ提出し、交付決定の後、各四半期の最初の月に政務活動費の交付請求を行う。また、各四半期終了日の属する月の翌月に四半期収支状況報告書及び出納簿・領収書等を議長へ提出し、翌年度の4月末日までに年度収支報告書、実績報告書を提出することとされている。

政務活動費の交付請求の受付や年度収支報告書等に基づく精算等の事務は市議会事務局で行っている。なお、四半期収支状況報告書、出納簿・領収書等、年度収支報告書、実績報告書は市議会事務局が市のホームページで公開している。

(4) 手引きにおけるガソリン代の取扱いについて

手引きでは、ガソリン代について、支出を可とし、「実額を計算できる場合は実額。実額を計算できない場合は、ガソリン代の30%以内の額で、上限を月額、議員1人当た

り3,000円にて概算精算する。」とし、別の頁で、「現在までの、裁判例を参考にすると、政務調査活動以外の用にも利用することができる費用の場合、政務調査活動のみであった証明（説明）ができない時には、その費用について、全額ではなく、按分した金額しか認められていないことが多い。

理由は、議員の職務として、政務調査活動とは別に、政治活動等も行っているため、議員の行動すべてが政務調査活動であるとは、認めることができないとの解釈である。

また、按分の方法については、

政務調査活動と政治活動等の、2分の1按分

政務調査活動、政治活動等、個人（私人）の活動の、3分の1按分

個人（私人）の活動を2分の1、残りの2分の1を政務調査活動と政治活動等に分け、4分の1按分

以上の3種類の按分が、最近の裁判例で示されている。

したがって、政務調査活動のみであった証明（説明）ができない時には、2分の1以上を政務活動費で支出することは認められにくい。

そのため、必要に応じて、その費用の内訳に合わせた按分率にて政務活動費を支出することとする。」とされている。

(5) 監査委員の判断

請求人が主張する、2会派及び特定議員3人（甲議員、乙議員、丙議員）のガソリン代の請求が違法又は不当な請求であるのかについて検討する。

請求人は、2会派及び甲議員について、実績報告書と年度収支報告書の内容が一致していないことをもって違法又は不当な請求の根拠であるとしているが、前述のとおり、実績報告書では「主な」実施内容の記載を求めており、全ての実施内容について網羅的に求めているものではなく、実績報告書の内容と年度収支報告書の不一致をもってこれが違法又は不当であると根拠づけることはできない。

次に、請求人が甲議員について、他市の大型スーパーの顧客専用ガソリンスタンドで毎回給油していることが違法又は不当な請求であると主張していることについて、ガソリン代は、政務活動とその他の活動を明確に区分できないことから、手引きが規定する按分のルールに従って処理しているとの市議会事務局の説明には合理性が認められ、市外で給油したとしてもそれが違法又は不当な請求であると根拠づけることはできない。

また、請求人が甲議員について同日に時間差で2回給油している事に対して疑義を持っていることについて、同日の時間差での給油には個々に合理的理由があることを市議会事務局が確認しており、同日に2回給油したという事実のみをもってこれが違法又は不当であるとすることはできない。

最後に、請求人が乙議員及び丙議員が他人名義の車を使用し、これに対するガソリン代の請求を違法又は不当なものであるとしている事については、岡山地方裁判所平成30年1月31日判決においても政務活動費の対象となるのは使用車両としている事

や、手引きでも政務活動のための移動に使用する車両について、自己所有でなければならないという規定はされておらず、調査研究を行うために使用された車両への給油であれば車両の名義に関わらずガソリン代の按分による請求は可能であると解される。

従って、請求人が違法又は不当とする2会派及び特定議員3人に対する本件財務会計行為たる政務活動費の支出は関係法令等に則って適正に行われており、財務会計上の違法性、不当性を認めることはできない。

請求人は市長に対して損害額を市に返還することを請求していることから、市長の賠償責任について検討する。

市長については本来的に予算執行権を有し、これを「議会事務局の職員の市長権限事務の補助執行等に関する規程」により、「市議会又は市議会議員の事務処理に要する経費に係る予算の執行に関すること。」を市議会事務局の職員に補助執行させている。

市議会事務局職員は法第138条第5項により議長が任免すること、第7項で事務局長は議長の命を受け、その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事すると規定されている。

法第100条第14項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」とされ、第15項で「政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」とし、第16項で「議長は第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定されていることから、川西市においても条例を定め第8条において、議長あてに提出された「年度収支報告書、四半期収支状況報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定している。提出書類の内容の調査等については、市議会事務局職員が議長の命を受け行う市議会事務局としての業務であると考えられる。

最高裁判所の判例では、地方公共団体の長が、職員に委任した財務会計事務につき該当職員が行った違法行為について賠償責任を負うこととなるのは、長が財務会計上の違法行為を阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意又は過失により当該違法行為を阻止しなかったときに限られる旨判示している（最高裁判所平成5年2月16日第三小法廷）。

以上のことから、市議会事務局職員が市長の補助執行者としてそれらの資料を基に財務会計処理を行っているが、議会において審査がなされた財務会計書類が提出された時点では、市長はそれらが違法、又は不当な支出であると知り得る状況はなく、指揮監督上の義務が市長にあったとはいえず、市長には賠償責任はないと判断する。

上記 及び のことから、請求人が主張する本件財務会計行為は違法、不当に該当せず、市が損害を被ったとは認められず、また、市長の賠償責任についても認められない。

よって、本件請求には理由がないと認め、法第 242 条第 5 項の規定により主文のとおり決定し通知する。

意見

本件請求についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、政務活動費の執行について、次のとおり要望する。全国市議会議長会が作成した「政務活動費に関する Q & A（参考指針）」において、「政務活動費の支出に関する事項は、各市議会の主体的・自律的な判断や選択によるべきであることは言うまでもありません。」と記載されているとおり、手引き等のルールについては議会が市の実情に合わせて作成し、運用されていくものである。

その一方で、政務活動費は公金から支出されていることから、その用途については市民への高い説明責任が議会に求められているところであり、市民からその支出に疑義が持たれないためにも、議会において政務活動費の用途の透明性の確保に今後も努められるよう要望する。

別記（請求書、陳述書、陳述書ダイジェスト版以外で請求人から提出のあった資料一覧）

別紙事実証明書の明細

- 別紙事実証明書-1 令和 4 年 3 月 24 日付「調査研究費としてガソリン代を請求している会派・議員への質問状」
- 別紙事実証明書-2 令和 2 年度実績報告書（会派 Y）
- 別紙事実証明書-3 令和 2 年度政務活動費収支報告書（会派 Y）
- 別紙事実証明書-4 判決/仙台地方裁判所（第 1 審）平成 29 年 11 月 2 日（事件番号平成 26 年〔行ウ〕第 2 号）28 ページ目
- 別紙事実証明書-5 令和 2 年度実績報告書（会派 Z 分）
- 別紙事実証明書-6 令和 2 年度政務活動費収支報告書（会派 Z）
- 別紙事実証明書-7 兵庫県議会事務局総務課経理班の政務活動費の内の調査研究費（ガソリン代領収書）の明文化されていないが具体的な審査の目安
- 別紙事実証明書-8 「甲議員」が令和 2 年度第 4 四半期に提出した他市の大型スーパーの顧客専用ガソリンスタンドの領収書の一部
- 別紙事実証明書-9 乙議員の令和 2 年 6 月 29 日領収書 26.39
- 別紙事実証明書-10 丙議員の回答（3 枚）
- 別紙事実証明書-11 丙議員の令和 2 年度のガソリン代
- 別紙事実証明書-12 令和 2 年度会派 X の「実績報告書」
- 別紙事実証明書-13 令和 2 年度会派 X の「政務活動費収支報告書」

陳述書添付証拠の明細

- 証拠-1 請求人の質問に対する「会派Xの回答」
- 証拠-2 請求人の質問に対する「会派Yの回答」
- 証拠-3 丙議員との問答
- 証拠-4 会派Wの回答
- 証拠-5 兵庫県「政務活動費の手引き」(2) 会派交付後の事務処理
- 証拠-6 川西市「1.政務活動費交付手続きの流れ」
- 証拠-7 〃 「政務活動費の執行に係る手引き」1ページ目
- 証拠-8 〃 「政務活動費の執行に係る手引き」9ページ・項目「調査旅費」
- 証拠-9 川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例
- 証拠-10 川西市議会基本条例(最高規範性)第27条~29条
- 証拠-11 ガソリン代請求「手引き・マニュアル」の「近隣市町の比較」

令和4年6月24日

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 向山 愛子